

平成 21 年度第 6 回全国健康保険協会徳島支部評議会議事録

日時：2010年3月18日（木）15時00分～17時00分

場所：全国健康保険協会徳島支部 会議室

出席評議員（五十音順 敬称略）

池上政弘 徳島文理大学専門職大学院 総合政策研究科教授

加村祐志 日本労働組合総連合会徳島県連合会副事務局長

澤田順子 徳島家庭裁判所参与

花野靖枝 四国システム開発株式会社企画管理部部長代理

議事次第

1. 第17回、第18回運営委員会について
2. 平成22年度の広報及び広報予算の計画
3. その他
 - ・国民健康保険料（税）の軽減措置について
 - ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知について

議事内容要旨

1. 第17回、第18回運営委員会について
事務局より、運営委員会の概要について説明し、意見をいただいた。
2. 平成22年度の広報及び広報予算の計画
事務局より、平成22年度の広報及び予算について説明し、意見をいただいた。
3. その他
 - ・国民健康保険料（税）の軽減措置について
 - ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知について
事務局より、資料に基づいて説明し、意見をいただいた。

（主な議論の概要）

1. 第17回、第18回運営委員会について

【評議員】

健康保険法等の改正法案の国会提出について、料率の上限を10%から12%に変更するとありますが、今後も必要に応じて上げていくようになるのですか。いつまで上がり続けるのでしょうか。

【評議員】

企業にとっては非常に不安要素でもあります。

【評議員】

法律とは何のためにあるのですか。変えてしまえばそれで良いのかという気がします。

【回答】

支部の方でも、今回のような法改正を今の段階で提出するというのは、問題をあおるような形であり、いい方向にはいかないのではないかと感じております。また、そういった意見を本部へ挙げていかなければと考えております。

【評議員】

料率を上げるだけではなくて、他にすべきことがあると思われるのですが。

【回答】

後期高齢者医療支援金を被用者保険が負担しておりますが、そこを見直すべきではないかと思えます。

後期高齢者医療制度ができたときに、現役世代が4割を支援するという制度ができた訳です。協会けんぽだけを考えれば、加入者分の医療費は加入者の保険料で賄えているのですが、支援金に係る負担が大きくなっております。医療保険制度全体に問題があるのではないかとということで、協会けんぽとしての意見が他の支部でも出ているところです。

年金制度もそうですが、超高齢化社会と、少子化という問題が今後も非常に影響してくると思われまます。

【評議員】

激変緩和措置の期間について、残り3年だったのが更に5年長く延びましたが、徳島県としては激変の緩和が長くなったという理解でよいですか。措置が終わると、かなり変わってきますか。

【回答】

激変緩和措置が5年間延びて平成30年までとなったということです。

都道府県単位保険料率算定表の徳島を見ると所要保険料率が9.67となっております。緩和措置後はこのパーセントとなります。

【評議員】

徳島はかなり高いですが、それについてはどうなのですか。

【回答】

高い方から数えると5番目です。

調整前所要保険料率に5.95とあります。全国平均の4.99と比較しても1%も高いです。ここが本来の医療費に係る保険料率ということです。年齢調整とか所得調整もありますが、高齢化や所得が低いことなど高くなる要因はいろいろあると思われまます...

2. 平成22年度の広報及び広報予算の計画

【評議員】

団体、例えば商工会議所とかの掲載は、経費はどこが持っているのですか。

【回答】

掲載にかかる経費は、支部の広報経費から出しており、基本的には掲載させていただくという形をとっております。

【評議員】

団体の方も記事の材料として、こういう情報は必要なのではと思われるが。

【回答】

情報としては必要としていただいております。また、一部無料で掲載していただいている団体もあります。「社会保険とくしま」も無料で掲載していただいております。

【評議員】

新聞広告等を出して、ジェネリック医薬品の伸び率はどれくらいですか。また、どれくらい浸透しているのですか。

【回答】

平成20年10月から21年3月までの統計によりますと、全国的にジェネリックを使用しているのは、徳島が最も少ない状況となっております。

4月下旬に、現在お薬を服用されている加入者の内、ジェネリックに変えた場合の差額が200円以上ある方に個々に通知を行うこととしています。この通知を行った後、効果がどうなるかというところを、測定することとしています。

3. その他

- ・国民健康保険料（税）の軽減措置について
- ・ジェネリック医薬品に切替えた場合の自己負担軽減額の通知について

資料に基づいて説明。特に意見なし。

以上

次回評議会開催日程

日 程：2010年7月頃
場 所：未定
議事内容予定：未定